(二)　独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法（平成一四年法律第一二七号）附則第六条第一項第二号に掲げる業務の実施によって賃借権の設定等を受ける場合における当該独立行政法人農業者年金基金

(三)　地方公共団体が対象土地を公用又は公共用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため賃借権の設定等を受ける場合における当該地方公共団体

(四)　農地法施行令（昭和二七年政令第四四五号）第二条第二項第一号に規定する法人が対象土地を同号に規定する施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合における当該法人

(五)　農地法施行令第二条第二項第三号に規定する一般社団法人又は一般財団法人が対象土地を同号に規定する施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合における当該一般社団法人又は一般財団法人

(六)　(一)から(五)に掲げる者のほか、農林水産省令で定める場合において賃借権の設定等を受ける者

3　2の(二)から(六)までの場合は、農用地利用集積等促進計画に基づく賃借権の設定等に関する要件が緩和されることとした。（第二九条関係）

4　福島県知事による不確知共有者の探索の方法について、共有者不明農用地等の登記事項証明書の交付を請求すること等を定めることとした。（第三〇条関係）

四　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

◇重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三〇一号）（警察庁）

1　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第一項第一号ハの政令で定める庁舎のうち、国土交通省に係る庁舎に係る規定の一部を削除することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三〇二号）（国土交通省）

1　特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のものを追加することとした。（第五条第一号関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

政　令

復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十月二日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百号

復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十七条第四項、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第一項及び第三十七条第一項、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七条第四項第一号、第十七条の十九第二項第一号ロ及び第三項第二号ただし書並びに第十七条の二十六並びに特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（復興庁組織令の一部改正）

第一条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（復興局の名称、位置及び管轄区域）

第四条　復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
岩手復興局	釜石市	岩手県
宮城復興局	石巻市	宮城県
福島復興局	福島市	福島県

附則第七条第三項中「五　警察庁」を「十　警察庁」に、「五の二」を「十の二」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

第二条　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第六条」を「第四条」に改める。

第二条を次のように改める。

（東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域）

第二条　法第四条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一　岩手県の区域のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村及び同郡洋野町の区域

二　宮城県の区域のうち、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町の区域

三　福島県の全ての市町村の区域